

第 3 9 3 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 5 年 1 月 2 7 日

第 3 9 3 回 香 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

1 . 開 催 年 月 日 令 和 5 年 1 月 2 7 日
 午 前 1 0 時 0 0 分 ～ 1 1 時 5 5 分

2 . 開 催 場 所 高 松 市 番 町 四 丁 目 1 番 1 0 号
 香 川 県 庁 本 館 1 2 階 大 会 議 室

3 . 出 席 した 委 員

会	長	北	尾	登	史	郎
委	員	橋	本	時	雄	
"		北	野	廣	治	
"		森		勝	喜	
"		三	木	正	幸	
"		志	摩	重	美	
"		山	口		豊	
"		嶋	野	勝	路	
"		大	北	永	吏	
"		小	見	山	秀	基
"		筒	井	由	果	
"		松	本		悟	

4 . 関 係 列 席 者 (水 産 課 、 事 務 局)

事 務 局 長 兼 漁 業 調 整 室 長	植	田	豊
室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長	大	山	憲 一
室 長 補 佐 兼 事 務 局 次 長	山	本	昌 幸
副 主	幹	龍	満 直 起
副 主	幹	赤	井 紀 子
主	任	湯	谷 篤
主 任 技 師	秦		正 樹
主 任 技 師	菅		純 一 郎

5 . 議 事 事 項 と そ の 結 果

第 1 号 議 案 「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第 2 号 議 案 「漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画の作成について（事前協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第3号議案 「令和4年度連合海区漁業調整委員会について（協議）」

内容について事務局が説明した。

第4号議案 「資源管理の状況等の報告（区画漁業権）について（報告）」

内容について事務局が説明した。

その他 小見山委員からイイダコ遊漁に関する資料説明、発言があった。

6. 議事のあらまし

北尾会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名人に橋本委員と三木委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問が参っております。事務局より説明願います。

〔事務局（菅主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

くろまぐろの漁獲可能量について、30kg未満の小型魚漁獲量が当初の枠である0.1トンを超えたことから、大型魚の枠から融通するというもので、トータルの枠は変わらないとのことです。この件について、何かご意見ございますか。

〔小見山委員〕

どこかの漁業者が（狙って）獲りに行っているということですか。

〔事務局（菅主任技師）〕

狙ってではなく、流しさし網で混獲されたものです。

〔森委員〕

私の地元でも流しさし網で小さいものが獲れてしまったという話は聞いています。

〔志摩委員〕

再放流サイズの設定があったのではないですか。

〔事務局（菅主任技師）〕

各県に割当てられた数量枠を超えたら、それ以降は混獲されたものは再放流することになっています。

〔志摩委員〕

定置網等に一気に入ってしまったら、すぐに数量枠を超えてしまいます。県はどうやって再放流の指導を行う考えですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

漁獲量が上限に近づいてきたら、報告を密にして上限を超えないように指導します。

〔志摩委員〕

そもそも再放流しても死んでしまうという懸念があります。そのあたり、指導の方向性をよく検討する必要があると思います。

〔小見山委員〕

釣りに関しては、とり放題ではないのですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

遊漁者は30kg未満の小型魚は採捕できないことになっていきますし、30kg以上の大型魚については、キープできるのは一日一人1尾までとなっております。また、遊漁にも数量枠があり、全国で20トンと設定されています。さらに、遊漁者は釣った情報を国へ報告することにもなっています。

〔志摩委員〕

遊漁者は釣れても報告しないと思います。一方で、あまり遊漁者には釣れないからそこまで目立っていないという実態があると思います。

〔北尾会長〕

その他に意見等、ございませんか。

（一同、意見なし）

それでは、「適当である」旨の答申をしたいと思います。

〔北尾会長〕

続いて、第2号議案「漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画の作成について」事務局より説明願います。

〔事務局（赤井副主幹、秦主任技師）

（資料2に基づき、海区漁場計画の概要、前回から変更があった内容等について説明。）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。主な点としては、漁場の区域の点は緯度経度を表示すること。また、区画漁業権の条件について、従来、計画及び実績報告に関する記載がありましたが、同様の内容が漁業法に明記されているということで、削除したこと。また、小豆島の真珠養殖について、前回の説明では放棄するということでしたが、その場所で新たにカキ養殖を計画しているとのこと。さらに、高松地区の新規のアオノリ単独の漁場について1漁業期間の短期免許として、養殖が可能か様子を見るところです。今後のスケジュールとして、海保等との協議を経て、5月には海区委員会に諮問ということになります。委員の皆様から何かご意見ございますか。

〔志摩委員〕

68号と219号は隣り合っているということで良いですか。

〔赤井副主幹〕

そのとおりです。

〔北尾会長〕

その他に意見等、ございますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

続いて、第3号議案「令和4年度連合海区漁業調整委員会について（協議）」事務局より説明願います。

〔事務局（湯谷主任）〕

（資料3に基づき説明。）

〔北尾会長〕

ただいま、事務局から説明がございました。何かご意見ございますか。

〔小見山委員〕

岡山への旅程について、具体的にどの電車に乗れば良いのか示してほしいです。

〔事務局（湯谷主任）〕

委員の皆様それぞれ都合が良い時間の電車で移動してもらえればと考え、候補を示させていただきました。特に都合がないようでしたら事務局が乗る時間の電車に合わせていただければと思います。

〔小見山委員〕

自家用車で移動しても良いのですか。

〔湯谷主任〕

問題ございません。なお、念のため1週間程度前に私から出席予定の委員の皆様それぞれに、どのように移動されるか確認させていただきますので、よろしくお願いします。

〔北尾会長〕

ほか、ご意見等ございますか。

〔北野委員〕

会議の開催方法について、議事が例年通りの内容ということでしたら、昨年度のようにWeb開催のほうがよいのではないですか。両県とも10万人あたりの感染者数が高い状況です。岡山県ではかなりのコロナ感染者が出ています。

〔植田室長〕

今後のコロナウイルス感染症の状況にもよりますが、今のところ、岡山海区事務局と相談して、対面開催の方向で考えております。

〔小見山委員〕

今回、懸案事項はあるのですか。与島と岡山とのタコ縄の話は落ち着いているのですか。

〔事務局（植田室長）〕

特段懸案事項はないかと思えます。岡山側からも特段、懸案事項があるとは聞いていません。

〔志摩委員〕

岡山への中讃からの底びき相互入会について、どこまで入っていいのかという話を地元漁業者から頻りに尋ねられます。この入会の話があった当時の詳しいことは分からないので、いつもどう答えてよいか困るのですが、小見山委員は分かりますか。

〔小見山委員〕

私もどこまでが認められるかについて、岡山県の水産課に聞いてみたのですが、はっきり線引きはしないほうが良いと言われ、目安として、西は真鍋島・大島、北は白石島を越えないように言われました。

〔志摩委員〕

中讃の底びきの代表に聞いても分からないと言います。

〔小見山委員〕

大島付近まで操業していた漁業者が通報されて、海保とやりとりしたということですが、その時は相互入会になっているということで、検挙されなかったと聞いています。

〔植田室長〕

区域の話だと思いますが、現在区域に関しては“県境付近”となっていて、明確な線

は引かれていません。

〔志摩委員〕

島から500mの範囲は禁止区域になっているからそれだけは守ってほしいという話は、岡山側に少し聞いたことがあります。こちらも漁業者に聞かれて返事に困っている状況です。県は効率的な説明について、考えておいてほしいと思います。

〔小見山委員〕

それであれば、島から500m以上は離れていれば良いという考えではないですか。

〔志摩委員〕

それは寄島の漁業者は良いとは言わないと思います。

〔北尾会長〕

ほか、ご意見等ございますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは、次に第4号議案「資源管理の状況等の報告（区画漁業権）について（報告）」事務局よりご説明願います。

〔事務局（菅主任技師）〕

(資料4に基づいて説明)

〔北尾会長〕

ありがとうございました。この件につきまして、ご意見等ございますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

ありがとうございました。それでは、第5号議案「その他」については何かございますか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

先ほど、くろまぐろ遊漁の数量枠について、“20トン”とお答えしましたが、正しくは、令和4年度は30kg以上の大型魚で“40トン”でした。30kg未満は再放流することになっています。

〔志摩委員〕

遊漁者のモラルは低下しており、報告する人はいないのではないですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

国によると制度が始まった当初は、思った以上に報告があり、急遽、枠を増やして対応した経緯があると聞いています。

〔北尾会長〕

ほか、ご意見等ございますか。

〔小見山委員〕

イダコ漁業が自由漁業になった経緯と今後の遊漁対策に関して、話があります。（資料を配布。）冒頭を事務局から説明していただけませんか。

〔事務局（植田室長）〕

(資料に基づき、概要を説明。)

〔小見山委員〕

イダコ漁業の自由化について、海区だけで決定して、細かい通知を各漁協にはしな

かったと聞いています。

〔事務局（植田室長）〕

県が定めている調整規則なので、海区委員に意見を聞き、国の認可を受けて決定したものです。手続きとして、海区委員には了解を得ています。

〔小見山委員〕

資源保護上、問題ないということで、許可を解除したということですが、イイダコは、絶滅してしまっています。4年ほど前、濱本さんが会長の時代に県は委員会指示により遊漁を規制する方向でいろいろ調査を行ってきたはずですが。調査では遊漁者がイイダコを釣る量が漁獲量より多いという実態が明らかになったと思います。このような状況で、委員会指示を出すという方向をどのように進めるかだと思います。そもそも、法律で遊漁船業者の案内であれば船舶から釣りができるとされていますが、プレジャーもできるということですか。また、遊漁に関する組織化が全く進んでいないと思います。組織を作らないと周知等もできない状況であると思います。以前の海区の会議では遊漁に問題があれば、規制することも可能という発言もありました。イイダコ漁業を再び許可制にすべきと考えています。県にはイイダコ許可制を復活させるよう、何度も言っていますが、できないと言われていています。遊漁者は増える一方で、遊漁の影響が如何に大きいかイイダコで証明されたと思います。その他のタチウオやマダイが遊漁によって、絶滅しないように遊漁を何らかの規制をするべきです。そうしないと漁業はやっていけなくなります。

〔事務局（植田室長）〕

遊漁に関して、以前の海区委員会でもご意見をいただき、県としても、遊漁船業者、漁業者を交え、両者が連携しながらできることについて意見交換していく予定です。2～3月中には県海面利用協議会を開催し、イイダコの資源回復にむけた全体の取組みについて、議論する予定です。遊漁も漁業者も同じ資源を利用しているわけですから、資源を回復させたい思いは同じであると考えています。漁業者は既に禁漁等、いくつかの取組みを行っています。それを遊漁者にも理解してもらって、どのような歩み寄りができるかを議論していきたいと考えています。

〔小見山委員〕

これだけ、資源が減っているのに県は呑気なことを言っています。絶滅してしまっただけからは何をしても意味がない。既に今の状態から復活するにはかなり時間がかかってしまうでしょう。海区委員会として何かできることはないのですか。

〔北尾会長〕

事務局から説明があったように、まずは遊漁と漁業者との話合いの場を設ける必要があると思います。

〔小見山委員〕

遊漁者にはたらきかけようにも、団体がないからうまくいかないのだと思います。遊漁者の団体はつukれないのですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

遊漁に関しては、全国的な問題でもあることから、対策にむけて国も本腰を入れています。その中で、遊漁船業者の団体づくりについて国が指導を行うことになっています。県としても遊漁船業者については把握しているので、漁業者が行っているような取組み

ができないか、話合いの場を作りながら議論していきたいと考えています。

〔小見山委員〕

遊漁船業者とはいわゆる「マル釣り」のことですか。遊漁船業と遊漁船の違いはあるのですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

遊漁船はいわゆるプレジャーボートのことです。

〔小見山委員〕

今の法律では、この遊漁船業だけが船での釣りができるのですか。それとも、プレジャーなど全ての船ができるということですか。

〔松本委員〕

プレジャーも釣りは自由にできます。遊漁船業者は営業行為なので県が登録を行っています。一般の遊漁者は全くの遊びということです。遊漁船業は県が登録を行う以上、いろいろな制限を付けることができますと思いますが、一般の遊漁はそれによらないので自由です。県外からくることもできます。

〔小見山委員〕

まずは県外の遊漁者だけでも釣りができないようにするべきです。

〔北野委員〕

漁業者が禁漁するくらい取組みをしないと遊漁は言うことを聞かないのではないのですか。それよりも、本当に遊漁や漁業だけが資源減少の原因になっているのでしょうか。環境変化も原因になっていると思いますが、県はつかめてはいないと思います。

〔志摩委員〕

過去の許可解除については、問題があれば再び許可できるという説明をしてきたはずですが、それができないというのは、法律等に詳しくない委員をだましていていると思います。漁業の許可があるものは、遊漁はできないという認識を多くの漁業者が持っているのは事実です。小見山委員が言うように、今後はイイダコだけではなく、遊漁の問題はタチウオやマダイについても深刻化していくと思います。生業としていない遊漁者が市場に釣ったものを出荷しているということも聞いたことがあります。

〔小見山委員〕

遊漁者は市場に出荷できるのですか。

〔事務局（植田室長）〕

問題ないことになっています。

〔志摩委員〕

県は、議論を行っていくと言いますが、遊びで釣った人の影響で漁業者が生活できなくなっている状況をよく理解していただきたいです。国や県から各種補助金などで支援いただいていると思いますが、もうそれでは間に合わない状況です。

〔松本委員〕

県は遊漁の実態調査ということで数年やってきたわけですが、もう遊漁の影響について、結果は出ているのではないのですか。北野委員からあったように確かに、遊漁の影響か、環境変化が原因か分からないことはありますが資源は減り続けているので、できることをやるしかないと思います。次の段階として、遊漁を規制する指示を出すべきです。私のまわりの遊漁者からは、「遊漁を規制しないといけない」という話を耳にします。

〔志摩委員〕

止めた後のことを考えることも重要です。北海道はホタテに制限をかけましたが、区画を分けて獲りながら管理できるようなしくみを作りました。資源保護はいいですが、漁業者にとっては保護をしたまま、還元されるものがないという状況です。

〔北尾会長〕

最終的には、委員会指示となると思いますが、関係者の意見も聴かずに指示を出したとなりますと、批判も出ると思いますので、遊漁の実態を把握し、関係者の意見も聴きながら、漁業と遊漁の協定的なルールを作ってそれを守るために指示を出すという手順でやっていくということかと思います。

〔北野委員〕

やはり、漁業者も禁漁にする時ではないですか。

〔小見山委員〕

私は、これだけイイダコ資源が減っている状況があり、漁業を禁漁にするのは可能だと思います。

〔志摩委員〕

中讃の底びきはイイダコを現在5～10kgしか獲っていない状況ですが、色々な水揚げの人がいて、余裕がない人もいます。したがって、禁漁とするとなるとやはり反対がでると思います。やった方が良くは分かっていますが、難しい話です。

〔小見山委員〕

これから、遊漁も含めて資源管理に取り組むためには遊漁の組織作りが必要だと思います。県は遊漁船業者を把握しているのであれば、通達を出して、団体を作るようはたらきかけてください。

〔志摩委員〕

いきなり、県全域を対象としては難しいと思うので、まずは地区別に話を進めるなどやり方はあるかと思います。

〔小見山委員〕

県は現在、遊漁船業者に何もはたらきかけをしていないのですか。

〔事務局（大山室長補佐）〕

イイダコに関しては、全遊漁船業者に資源保護を呼びかける資料を配布しました。漁業者の取組みを周知し、協力を呼び掛けています。

〔志摩委員〕

底曳き漁業者は負担をしながら抱卵イイダコ放流等を行っています。遊漁は、何の負担もなくその恩恵を受けるわけですが、それでもなお、お願いベースであることに違和感があります。遊漁にも、もう一步踏み込んだ取組みを進めてほしいです。

〔森委員〕

遊漁者との意見交換の際には、是非呼んでいただけるとありがたいと思います。

〔北尾会長〕

ほか、ご意見ございますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

これで海区委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

〔閉 会 午前 1 1 時 5 5 分〕

上記は第 3 9 3 回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 橋 本 時 雄

署名委員 三 木 正 幸